

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社（後にB社に名称変更）における厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和47年8月25日から49年6月1日までについて、C社における厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から49年6月1日まで

申立期間においてはA社の事業主であり、厚生年金保険に加入していたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

なお、申立期間のうち、昭和47年8月25日から49年6月1日までについては、C社の役員でもあったため、同社において厚生年金保険に加入しているかもしれない。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所記号払出簿及び商業登記簿から、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から48年8月2日まではA社の事業主として、同年8月3日から49年6月1日までは同事業所が法人となったB社の代表取締役として、それぞれの事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社は個人経営の事業所であり、その事業主であった申立人は、制度上、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A社は昭和48年8月3日に法人となっているが、事業所記号払出簿によると、厚生年金保険の適用事業所名がA社からB社に変更されたのは、申立人が同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得した49年6月1日であり、同事業所は、申立期間においては厚生年金保険の適用上は個人経営の事業所として取り扱われていたものと推認されることから、申立人は同期間において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

一方、商業登記簿から、離任時期は不明であるものの、申立人は、申立期間中の昭和47年8月25日にC社の取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が上記取締役に就任した日より後の昭和48年11月1日であり、申立人と同じ

く同事業所の役員であった二人（取締役及び監査役）も厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和47年8月25日から49年6月1日までの厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 25 日から同年 12 月 8 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）のグループ会社に勤務していた昭和 22 年から 59 年までのうち、申立期間の標準報酬月額が、その直前の期間に比べ低下している。継続して勤務しており、途中で給与が下がるとは思えないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、B 社が保管する申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立てに係るグループ会社における申立人と同世代の厚生年金保険被保険者のオンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額が申立人と同程度に引き下げられている者が認められ、申立人の標準報酬月額が下がっていることに特段の不自然さは見受けられない。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 31 日から 17 年 1 月 1 日まで  
平成 12 年 4 月 1 日にA社に正社員として入社し、17 年 1 月 1 日から雇用形態をパートタイム勤務に変更したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。この期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が社会保険及び給与事務を委託している社会保険労務士事務所から提出された健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、申立人に係る資格喪失日は平成 16 年 12 月 31 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、上記事務所の回答及び同事務所から提出された給与明細データから、申立期間当時の厚生年金保険料は翌々月の給与から控除されていると推認できるところ、申立人の平成 17 年 2 月分の給与から 16 年 12 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人と同じ日に雇用形態をパートタイム勤務に変更した同僚についても、平成 16 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、上記の給与明細データにおいて、同年 12 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができなかったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
A社に平成 3 年 1 月 31 日まで勤務し、同年 1 月の厚生年金保険料は控除されていたと思うので、同月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入月数は 31 月（昭和 63 年 6 月から平成 2 年 12 月まで）とされているが、申立人が所持する給与明細書から、申立人は勤務期間中に支給された 32 月の月額給与（昭和 63 年 6 月分から平成 3 年 1 月分まで）から毎月、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は申立てに係る事業所を平成 3 年 1 月 30 日に離職していることが確認でき、この記録は、申立てに係る事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届書の記録（申立人の退職日）と一致している。

また、申立てに係る事業所の事業主は、申立人に係る人事記録、出勤簿等の勤務実態が確認できる記録は無い旨回答している上、申立人と同じく平成 3 年に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している 7 人の喪失日を見ると、月末日である者が 3 人となっている一方、月初日である者はおらず、同事業所において、当時、従業員を月末日に退職させる慣行があったこともうかがえない。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができなかったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。